

琉球大学大学院理工学研究科博士後期課程の在学期間に関する申合せ

平成12年10月18日
理工学研究科委員会決定

琉球大学大学院学則第43条第1項ただし書の規定に基づく在学期間に関し、次のとおり申し合わせる。

- 1 研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、優れた研究業績を上げた者については、1年以上3年未満で修了（以下「短縮修了」という。）させることができる。
- 2 前項に定める「優れた研究業績を上げた者」とは、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、琉球大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位授与に関する申合せ第2項（以下「学位授与申合せ」という。）に定める条件を満たした上、特に顕著な学術上の表彰注①を受けている者。ただし、論文のうち1編以上は、英語による学術論文で、かつ、主要著者であることとする。
 - (2) 研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位授与申合せ第2項に定める関連論文数の2倍以上の学術論文を有し、そのうちの2編以上は主要著者であるもの。学術論文は他の共著者の学位に使用していない論文に限り、それらの論文のうち1編以上は英語による学術論文であること。
- 3 短縮修了を希望する者は、指導教員及び専攻主任を経て在学期間短縮修了申請書に予備審査に必要な書類を添えて研究科長に申請するものとする。
- 4 優れた研究業績の審査は、専攻の議を経た上で、博士論文予備審査委員会で行い、優れた研究が申請者の業績であることを確認する。
- 5 博士論文予備審査委員会は、予備審査において、短縮修了が適当であると判定した場合は、判定理由を記載した説明書を予備審査報告書に添付すること。
- 6 研究科長は、課程修了判定のための研究科委員会資料に短縮修了である旨を明示するものとする。

注① 特に顕著な学術上の表彰とは、全国又は国際学会が表彰する賞をいう。ただし、地方学会、地方団体等の表彰する賞は含めない。

附 則

この申合せは、平成12年10月18日から施行する。

附 則（平成22年 9月22日）

この申合せは、平成22年 9月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成30年 3月 7日）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

在学期間短縮修了申請書

令和 年 月 日

理工学研究科長 殿

博士後期課程 _____ 専攻
学生氏名 _____
学籍番号・年次 _____ 年次
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

このたび、当初の研究成果を上げることができたので、所定の在学期間を短縮して 令和 年 月をもって修了いたしたく、申請します。

専攻主任	指導教員
氏名 印	氏名 印